

《農地転用について》

農地の売買には下記の種類があり、**農地法**による許可が必要となります。

【申請の種類】

I 農地としての権利設定及び移転（農地法第3条申請）→農地のまま他人へ

要件

- ① 下限面積要件：取得後の譲受人の経営耕地面積が 1,000 m²であること
（自作地・借入地含む）
- ② 常時従事日数要件：その世帯員において年間 150 日以上であること
- ③ 通作距離要件：通作距離が効率的に耕作が可能な範囲であること
- ④ 全部耕作要件：譲受人の経営耕地に不耕作地がないこと

II 権利の設定及び移転しない農地転用（農地法第4条申請）→農地以外へ地目変更

要件

- ① 申請目的実現の確実性：
申請者が許可後遅滞なく申請に係る土地を申請の目的に供するものと認められること。法令等の許認可等を要する場合は、当該許認可等の見込みがある事。資金調達等について、その見込みがある事。
- ② 計画面積：申請面積が申請目的実現の為の必要最小限の面積であること
- ③ 位置：申請地周囲の農地の農業生産条件に及ぼす影響が少ないこと
- ④ 被害防除：転用に伴い土砂の流出、崩壊等により付近の農業及び水産業に影響を及ぼす恐れがある場合必要な防除措置がとられていること
- ⑤ 農用地利用計画：農振農用地については農用地利用計画を変更（農振除外申請）しなければ転用できない

III 権利の設定及び移転を伴う農地転用（農地法第5条申請）→農地以外へ地目変更し、なおかつ第3者へ所有権移転

要件

- ① 申請目的実現の確実性：第4条と同じ
- ② 計画面積： //
- ③ 位置： //
- ④ 被害防除： //
- ⑤ 農用地利用計画： //

《申請について》

【提出いただく書類】

- ・ **許可申請書** (産業観光課 農林水産係) (正本、副本 計2部)
 ※ 署名部分が直筆でない場合、**印鑑証明**を提出して下さい

許可申請書のほか、下記の添付書類が必要です。

| | 必要書類 | 発行元 | 部数 | 申請の種類 |
|---|--------------------|-----|----|--------|
| 1 | 登記簿謄本 | 法務局 | 1 | 3・4・5条 |
| 2 | 公図 | 法務局 | 1 | 3・4・5条 |
| 3 | 建物平面図 | 申請者 | 2 | 4・5条 |
| 4 | 土地利用計画図 | 申請者 | 2 | 4・5条 |
| 5 | 案内図 | 申請者 | 2 | 4・5条 |
| 6 | 残高証明書(※1) | 申請者 | 1 | 4・5条 |
| 7 | 登記事項証明書(※2) | 法務局 | 1 | 4・5条 |
| 8 | 定款(寄付行為の写しでも可)(※2) | 申請者 | 1 | 4・5条 |

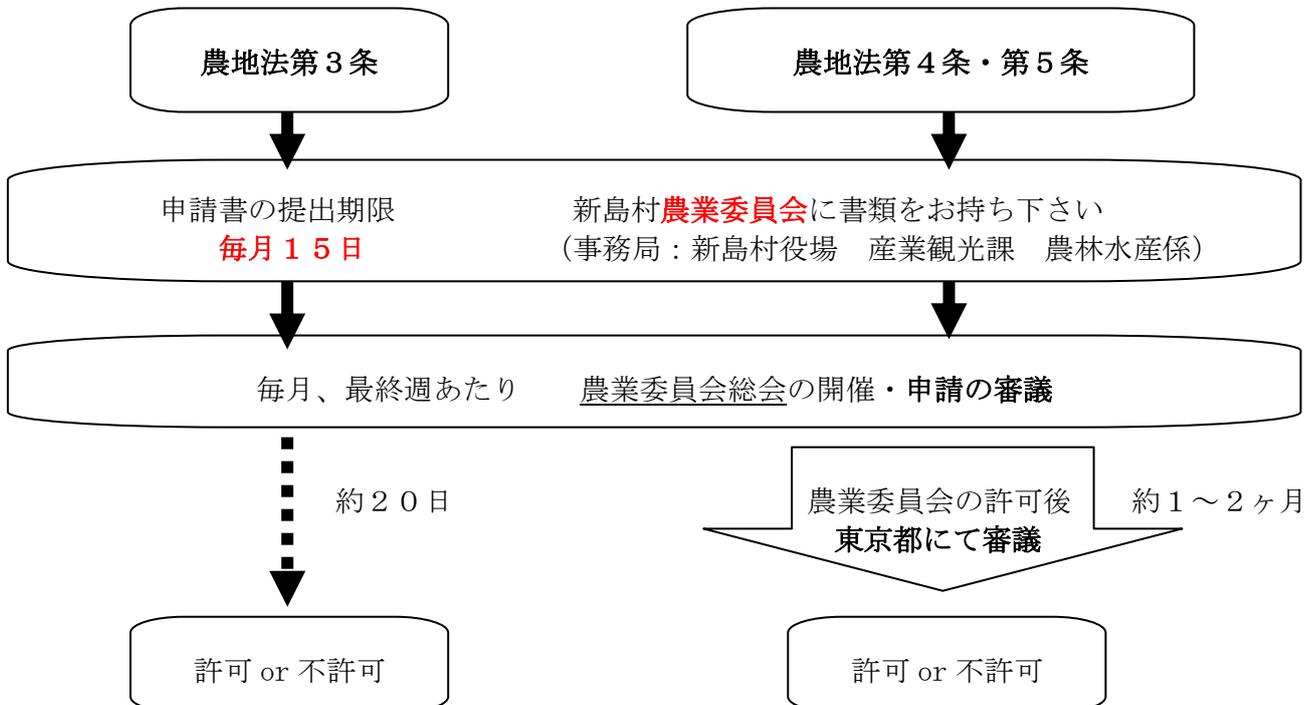
※1→6は**通帳コピー**(残高、名義の分かる部分)でも可能です。

ただし、借入の予定がある場合、**借入証明書**の添付が必要になります。

(借入証明書が農地転用許可後でない場合、**融資可能証明**を出してもらう事が可能です。)

※2→7、8は**法人**の申請の場合に必要となります。

【申請から許可までの流れ】



お問い合わせ

新島村役場 産業観光課 農林水産係
5-0240 (内線215)